

官報

昭和二十八年六月二十六日

第十六回 参議院會議錄第十四号

昭和二十八年六月二十六日(金曜日)午
前十一時十七分開議

議事日程 第十三号

昭和二十八年六月二十六日

午前十時開議

第一 電気事業及び石炭鉱業にお
ける争議行為の方法の規制に関
する法律案(趣旨説明)

第二 公共企業体等労働関係法の
一部を改正する法律案(趣旨説
明)

第三 地方公営企業労働関係法の
一部を改正する法律案(趣旨説
明)

第四 千九百五十二年七月十一日
にブラッセルで締結された万国
郵便条約及び関係諸約定の批准
について承認を求めるの件(衆
議院送付)

第五 金管理法案(内閣提出)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

法務委員 棚橋 小虎君
農林委員 武蔵 常介君
同 小林 亦治君
通商産業委員 松浦 定義君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

法務委員 小林 亦治君
農林委員 松浦 定義君
同 棚橋 小虎君
通商産業委員 武蔵 常介君

同日経済安定委員会において当選した
理事は左の通りである。

理事 八木 幸吉君(苦米地義三君
の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よつ
て議長は即日これを委員会に付託した。

自治大学校設置法案
地方行政委員会に付託

証券取引法の一部を改正する法律
案
大蔵委員会に付託

金管理法案
大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
を送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

国の援助等を必要とする帰国者に關
する領事官の職務等に関する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法
律等の一部を改正する法律案
外務委員会に付託

健康保険法の一部を改正する法律
案
厚生年金保険法の一部を改正する法
律案
厚生委員会に付託

航空機抵当法案
司法試験法の一部を改正する法律
案
大蔵委員会に付託

木船再保険特別会計法案
大蔵委員会に付託

同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

小額通貨の整理及び支払金の端数計
算に関する法律案
同日本院は、渥田幸作地域農業改良促
進対策審議会委員鈴木平君の辞任並
びに同徳川宗敬君及び同若男仁蔵君の
議員の任期満了による補欠として伊能
芳雄君、上原正吉君及び三橋八次郎君
を指名した旨内閣に通知した。

去る十八日議長は内閣総理大臣に左の
者を政府委員に任命することを承認し
た旨回答した。

経済審議庁 西原 直康君
総務部長 岩武 照彦君
同調整部長 佐々木義武君
同計画部長 須賀 賢二君
同調査部長 須賀 賢二君
去る十九日内閣総理大臣から、経済審
議庁総務部長西原直康君外三名(前掲

議長承認のとおりを第十六回国会政府
委員に任命した旨の通知を受領した。
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

郵政大臣官 八藤 東昭君
同内閣総理大臣から、郵政大臣官房
人事部長入藤東昭君(前掲議長承認の
とおり)を第十六回国会政府委員に任
命した旨の通知を受領した。

去る二十日内閣から予備審査のため左
の議案を送付された。よつて議長は即
日これを委員会に付託した。

国土調査法の一部を改正する法律
案
経済安定委員会に付託

少年法及び少年院法の一部を改正す
る法律案
法務委員会に付託

旅券法の一部を改正する法律案
外務委員会に付託

日雇労働者健康保険法案
厚生委員会に付託

市町村農業委員会の委員及び都道府
県農業委員会の委員の任期延長に関
する法律案
農林委員会に付託

法人税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

去る二十二日内閣から左の議案を提出
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

海上衝突予防法案
海軍代理士法の一部を改正する法律
案
運輸委員会に付託

証券投資信託法の一部を改正する法
律案
大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
を送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

国際復興開発銀行等からの外資の受
入に關する特別措置に關する法律
案
国稅徴収法の一部を改正する法律
案
造幣局特別会計法の一部を改正する
法律案
昭和二十八年度における國債整理基
金に充てるべき資金の繰入の特例に
關する法律案
大蔵委員会に付託

火薬類取締法の一部を改正する法律
案
通商産業委員会に付託

日本航空株式會社法案
水先法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

昭和二十八年度一般會計暫定予算補
正(第二号)
昭和二十八年度特別會計暫定予算補
正(特第二号)
昭和二十八年度政府關係機關暫定予
算補正(機第二号)

船員保險法の一部を改正する法律
案
厚生委員会に付託

農業委員會法の一部を改正する法律
案
農業協同組合法の一部を改正する法
律案
農林委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案
郵便物運送委託法の一部を改正する
法律案
郵政委員会に付託

保安庁法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

金管理法案可決報告書

同日衆議院から、同院は首都建設委員会委員に次田大三郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は日本国有鉄道監理委員会委員に村田省蔵君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は鉄道建設審議会委員に平山孝君、佐藤博天君、永野重雄君、関桂三君、湯河元威君、小林中君、島田孝一君及び山崎正輔君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は漁港審議会委員に鮫島茂君、和田鶴一君及び早稲田要衛君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院は参議院議員石黒忠篤君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本政府代表に就くことができると議決した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りをいたします。加納金助君から病氣のため、羽仁五郎君から海外旅行のため、それ、会期中請暇の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 内閣から外交問題について発言を求められました。この際、発言を許します。諸方国務大臣。

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣(緒方竹虎君) いわゆるM S Aの援助を受けるかどうかにつきま

して、かねて外務省におきまして慎重に研究を進めておつたのであります。が、一応研究を済ましたので、一昨二十四日、外務省からアメリカに、更に数点の疑義につきましてアメリカ側の意向を確かめておきたいという意味から、口上書を送りましたところ、本朝午前八時半にアメリカ側から回答がありましたので、これからその口上書並びにアメリカ側の回答を参議院に御報告申し上げます。

口上書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、相互安全保障法の適用によるアメリカ合衆国の諸外国への援助に關し、もし日本が欲するならば、アメリカ合衆国は、前記の援助を日本に供与する用意があるものと承知し、同省は本件のもたらす影響の重要性にかんがみ、諸般の角度からこの問題を検討してきた次第であるが、右に關連して、大使館が次の諸点についてアメリカ合衆国政府の公式の見解を明らかにされるよう要請する光榮を有する。

(1) 相互安全保障計画によるアメリカ合衆国の諸外国への援助の基本的目的は、自由世界の安全を維持し、かつ、増進することにあると承知するが、日本に援助が与えられる場合、日本国政府としては、この援助により国内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、右基本目的は十分達成されたものと了解するがいかな。

(2) アメリカ合衆国政府が相互安全保障計画に基いてなさんとしてゐる日本への援助が日本の防衛努力の援助である限り、日本の防衛能力が考慮せられるに際しては、日本国政府としては、まず日本の経

済が安定し、発展することこそ、その先決条件であると考えられるがいかな。

(3) 日本国政府の了解するところによれば、前記の援助を受けるためには、相互安全保障法第五百十一條(a)の該当規定の適用を受けなければならないものと思われる。この点に關連して、次のように了解するが、その通りであるか。

(a) 前記の第五百十一條(a)の(3)に規定されている「軍事的義務履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障条約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。

(b) 同条(a)の(4)に關し、「自國の防衛力を増進し、かつ、維持すること」という要件は、日本については、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ、政治的及び経済的安定を確保することなく、これが実現されれば足りるものである。

昭和二十八年六月二十四日これに對しては、合衆国大使館からの回答であります。

合衆国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、合衆国の相互安全保障計画に關する千九百五十二年六月二十四日付外務省口上書において提起された問題に關し、合衆国政府の訓令に基き次のとおり申し述べる光榮を有する。

一、相互安全保障計画に基く合衆国の援助は、主として自由世界の安全を維持し、かつ、増進することを目指すものであり、かつ、この計画に基いて日本が受けることになる援助は、日本をしてその

国内の治安を維持し、かつ、平和条約第五條(c)項において保証されている自衛的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成しようとするものである。

二、日本に對する援助計画を策定するに當つて、経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件である。相互安全保障計画は、各参加国が、経済上の要請に關する自國の分担を完全に行き受けることを前提としてゐるが、もちろん、被援助国はその一般的な経済条件及び能力の許容する限度においてのみ寄与をなすことができるものと了解される。

なお、日本が同計画に参加することを決定した場合には、相互安全保障計画のため必要な物資を合衆国が日本において買付ける可能性は増進するものと期待される。

三、相互安全保障法の下において与えられることのある援助は、相互安全保障法第五百十一條(a)の規定に合致することを条件とするものである。援助を受けるための条件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合において、同国が日米安全保障条約の下にすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。相互安全保障計画にも、または合衆国と日本との間に存在するいかなる条約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐるものはない。

第五百十一條(a)項(4)は、もちろん日本が「自國の政治的及び経済的安定と兩立し」、かつ、「自國の

人力、資源、施設及び一般的経済条件が許容する」限度の寄与をなすことだけを要求するものである。

相互安全保障の概念は、自由世界の目的達成のために、合衆国から援助を受ける諸国が、みづからを助けること及びそれらの間及び合衆国との間において最高度に協力することに、全力を尽す限りにおいてのみ達成されるものであるという認識に基いてゐる。相互安全保障への積極的成果を最大の効率並びに最小の遅滞及び費用をもつて実現せしめるように、援助を受ける諸国の努力を結合する目的のために、合衆国の資源を引き續いて使用しようとすることは、合衆国の確固たる希望である。

千九百五十二年六月二十六日東京においてアメリカ大使館。

以上であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 只今の国務大臣の発言に對し、質疑の通告がございましたが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○議長(河井彌八君) この際、日程第一から第三までをあとに廻したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 日程第四、千九百五十二年七月十一日ブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めの件(衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸協定の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認をすることをよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸協定の批准について承認を求めるの件

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸協定の批准について承認を求めるの件

〔参照〕

〔万国郵便条約及び関係諸協定の都合により附録に掲載〕

〔佐藤尚武君登壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸協定の批准について承認を求めるの

件について、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、万国郵便条約は万国郵便連合の基本文書であり、一八七四年ベルンで締結され、万国郵便連合創立に係る条約を前身として、その後しばしば改正され、現在は一九四七年パリで改正された条約が実施されているのであります。

ところが、このパリ条約も、一九五二年七月十一日にブラッセルで開かれた万国郵便連合の第十三回会議で改正補足されました。これが今回国会の承認を求めている郵便条約であります。

我が国は一八七七年即ち明治十年以来、郵便連合の加盟国でありまして、現行のパリ条約にも終戦後加入し、又ブラッセル会議には全権を派遣して新条約に署名いたしました。而してこの条約は本年七月一日から効力を発生するので、取急ぎ国会の承認を得て、郵便の分野における国際協力に参加することとしたいというのが本件の趣旨であります。

条約は三部八十三カ条と最終議定書から成り、そのほかに国際連合と郵便連合との間の協定及び航空通常郵便物に関する規定等が附属いたしております。又関係諸協定とは、条約第二十條に規定する七つの協定のうち、我が国の加入する五つの協定、即ち

一、価格表記の書状及び箱物に関する協定
一、小包郵便物に関する協定
一、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する協定

一、郵便振替に関する協定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書

一、代金引換郵便物に関する協定

これらを指すものであります。なお、この条約並びに諸協定の詳細の内容についてはお手許の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は六月十九日と二十五日の二回に亘り本件の審議を行いました。質疑の主な点を申し上げますと、高良、堀原両委員より「沖繩、奄美大島等の郵便管轄権はどの国に属するか。ブラッセル会議には国民政府や韓国は出席したかどうか。対ソ小包郵便物の取扱状況はどうか。今回の条約加入によつて我が国の経費負担はどうなるのか」等の質問があつたのに対して、政府委員から「沖繩等南西諸島には我が国の潜在主権が存すると解釈されるが、これらの地域は事実上は米国の行政下にあるので、その郵便管轄権は米國に属するものと考えられること。ブラッセル会議には國府と韓国も出席し、それぞれ中國と朝鮮を代表するものと認められたが、ソ連諸國は、最終議定書の署名に當り、兩國を合法のものとして認めない旨の宣言を付していること。小包は郵便物と異なり、相互交流の実績が少いので、小包の発受には相互國間に小包協定が必要である。又我が國とソ連との間には小包協定が存していないので、第三國、例えばソ連と小包取引のあるスイスのことを經由する必要があること。郵便連合への我が國の分担金は、等級は従来通りの一等、二十五単位で、邦貨に換算して約四百二十万円見当である」との答弁がありました。その他の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を了し、討論を経て採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第でございます。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を議題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、電氣事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)

日程第二、公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

日程第三、地方公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

この三案につきましては、特に本会議において内閣及び衆議院の発議者から、その説明を聴取する必要がある旨の議院運営委員会の決定がございまして、この際、三案を一括して議題に供し、順次趣旨説明を求めるところに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。小坂労働大臣。

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小坂善太郎君) 只今議題となりました電氣事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び大體の構成を御説明申し上げます。

昨冬行われました電氣事業及び石炭産業の二ストライキは、幸いにして最後の段階において収拾されましたが、この二つのストライキが、国民生活、國民生活に与えた脅威と損害とは、実に甚大なものがあつたのであります。

労使関係の事項につきましては、法を以てこれを抑制規律するよりは、労使の良識と健全な慣行の成熟に待つことが望ましいことは申すまでもないことであり、政府としても、基本原則のみを固執いたしまして、徒らに手を供いて当面の緊急問題に對しては、対策を怠ることは、許されぬことと存じます。(さされたほうはどうするのだと呼ぶ者あり) かかる見地よりいたしまして、電氣事業及び石炭産業の特殊性及び重要性並びに労使関係の現状に鑑みまして、争議権と公益の調和を図り、以て公共の福祉を擁護するため、同産業におきます争議行為の方法について必要な規制をなす必要があるものであります。(行き過ぎだ)と呼ぶ者あり

公共の性質を有します産業は、ひとり電氣事業及び石炭産業に限るものでないことは申すまでもないところであり、種々検討の結果、今回は、いわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、而も昨年問題となつた電氣事業及び石炭産業につきまして規定したことのいたした次第でございます。以上と同一の見解よりいたしまして、前国会に電氣事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案を提出いたし、衆議院におきましては、改進黨提案により臨時立法とする旨の一部の修正がなされました上、可決されたのであります。が、参議院におきまして審議中、衆議院の解散によつて審議未了となつたので、右の改進黨修正案を含め、前回衆議院において可決された法律案と同一内容の法律案をここに提案いたしました次第であります。(又憲法を出すのか)と呼ぶ者あり

以下本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

本法案は三カ条から成るものであります。先ず第一條におきましては、以上申上げたごとく、電気事業及び石炭産業の特殊性及び重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため争議行為の方法について必要の措置を定めるという本法案の趣旨を説いたものであります。次に第二條につきましては、電気事業につきましては、いわゆる停電スト、電源ストその他電気の正常な供給の停止乃至直接の障害を生ぜしめる争議行為の方法は禁ぜられたものであるということと明らかにした次第であります。(「させたものはどうするのだ」と呼ぶ者あり)スイッチ・オフ等の行為は従来とも政府として正當ならざるものと考へたのであります。更にこれと同様の結果を生ずる行為であつて、昨年の経験にも鑑み、社会通念上、非とせられるものについても、この際これを明確に、正當ならざる行為の範囲を明らかにしたものであります。けだし停電スト、電源スト等は、これに携わる人員は全電気産業労働者中少数に過ぎないと同時に、労働者の失ひ資金及び使用者のこゝろの損害は、これによつて需要者が不可避的にこゝろの物質的損失に比較いたしますと極めて僅かなるものであるものであります。この点、他の争議行為の方法と全くその類を異にいたし、電気事業の公共性に矛盾すること甚だしき争議行為の方法と言ねばならないのであります。(「おかしいな」と呼ぶ者あり)よつて本条はかかる争議手段が行い得ざるものなることを明らかにしたものであります。次に第三條につきましては、石炭産業について、鉱山保安法に規定しております保安業務の正常な運営を停廃する行為であります。(「一遍炭鉱へ入つてみ

ろ」と呼ぶ者あり)洪水、落盤、自然発火、有害ガス充満等を来たしまして、人命に危害を及ぼしたり、石炭資源を減失乃至炭鉱の破壊を招いたり、第三者に損害を与えるとき保安放棄の行為は、争議行為としても正當性を逸脱するものであるということを規定したものであります。(「石炭を掘つたこととはないだろう」と呼ぶ者あり)このことは、昨年の炭労ストに對します政府声明において明らかにいたしましたところであり、極めて明白の事柄であります。が、この際、特にこの旨を明文を以て明らかにいたしましたのであります。最後に、附則第二條につきましては、本法案は、施行後三年の期間満了の際、引續き存続させるか否かに關して国会の議決を求めるとし、存続させない旨の議決があつたとき、又は会期中に存続させる旨の議決がなかつたときは失効することとしたものであります。先の国会における衆議院の議決を尊重いたしまして、政府原案にこれを加へまして、冒頭に申し上げた趣旨を明らかにいたしましたものであります。

以上本法案の提案理由と大體の構成を御説明申し上げたのであります。が、本法律案は決して不当に労働者の権利を抑圧(「その通り」と呼ぶ者あり)するものでなく、電気事業及び石炭産業の特殊性並びに国民経済及び国民生活に対する重要性に基く産業における争議行為の方法を規制することを明らかにいたし、この方法に關する制約を明らかにいたし、公共の福祉を擁護せんといふものであります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いいたします。(「否決だ」「一遍石炭を掘つてみる」と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(河井彌八郎) 衆議院議員多賀谷貞君 衆議院議員多賀谷貞君登壇、(衆議院議員多賀谷貞君登壇、拍手)

○衆議院議員(多賀谷貞君) 私は、只今議題となつた公共企業法等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、先議者を代表し、その提案理由及び改正せんとする主要な点について説明申し上げます。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

終戦後我が国の公務員は労働三法の適用を受けて、いわゆる現業公務員はすべて争議権を持つておつたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)ところが昭和二十三年七月二十二日、マツカーサー元帥の書簡を契機として作られた政令二百一十号、国家公務員法、公共企業法等労働関係法により、公務員は憲法の保障する労働者の基本的権利の大半を喪失したのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)これらは占領下という特殊の事情の下においてなされたものであり、講和発効後の第十三回国会においてなされた公共企業法等労働関係法の改正の際には、我々はその基本的権利の全面的復活を主張したのであります。けれども、その改正は遂に現業公務員の一部を適用範囲に入れたに過ぎなかつたのであります。国の行政に携わる権力行使に關する、いわゆる現業公務員に對し、公務員であるというだけの理由の下に労働基本権の制限又は剝奪をなすときは、全当を得ない措置と言わざるを得ないのであります。(「その通り」とよく聞いておけ」と呼ぶ者あり、拍手)

本法第二條に掲げる公共企業体の職員及び現業公務員の活動は公務員本来の行政活動とは區別すべき産業経済活動であつて、その特色と言へば、公益性及び独占性にあると思ふのであります。企業家の公益性ということから言いますならば、その企業主体が公法人である公社であるか、或いは私法人である会社であるかということは、労働関係には何ら影響のない問題であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)企業そのものが国民の日常生活に密接な關係のある、いわゆる公益性を持つておる点においては、私企業も公益性を持つておるのであります。国鉄と私鉄との間に差があるべきはずはないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)更に、独占性というものは、専売のごとく、むしろ財政経済上の目的からなされたものであり、これが労働関係に制約を与えるというところは全然理由がないと思ふのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)要するに公共企業体は、労働関係の実態上、労働関係調整法に掲げる民間の公益事業と何ら差異を見付けすることは困難であります。生存権を保障し、団結権、団体交渉権及び団体行動権の労働基本権を保障しておる日本国憲法の下において、占領下の特殊の事情により制定された法律の改正こそは最も急務なものと云わざるを得ないのであります。(「拍手」)

更に、争議権の全面的禁止をなした代償として設定された仲裁裁定制度の運用処理の状況を見ますと、全く立法の精神が蹂躪されておるものと云わざるを得ないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)公労法施行後最初の昭和二十四年十二月二日の国鉄職員の給与裁定を初めとし、その後、国鉄専売の裁定中、予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする裁定につきましても、一つとして完全に履行されたものはないのであります。(拍手)更に遺憾と考へますことは、支出可能な額が、公社の算定した額と政府の認定した額が異なり、未だ裁判所に係争中であるといふとき、全く公労法の精神は無視されて来たのであります。このことは、本年三月二十三日、公共企業体等仲裁委員会委員長、中央調停委員会委員長を初め、全国の調停委員長が連署を以て政府に對し「公共企業体等労働関係法の遵守について」という要望書を出しておるのであります。これがそのことを雄弁に物語つておると思ふのであります。即ち、それによりまして、「今日までの推移と実情を見ますと、仲裁裁定が当事者以外の關係によつて必ずしも遵守されない場合にたび／＼出會つたのであります。」(「それは政府だ」と呼ぶ者あり)このことは、延いては調停案の權威を輕視する風を生み、調停仲裁制度に對する労使双方の信頼感を薄からしめ、公労法の下における労使問題の解決に重大な支障を生ずるのではないかと懸念しております。仲裁裁定が遵守され、調停等に悪影響の及ばないよう、その運用に十全を期せられたい」といふ、誠に労働行政担当の任にある政府をして赤面せしめるべき要望書が出たのであります。(「労働大臣よく聞け」と呼ぶ者あり)故に我々は、遵守されぬ制度に頼るよりは、むしろ争議権を与えることにより、労使の公正なる競争によつて速かに紛糾を解決すべきであると考へ、(「拍手」)改正案を提供した次第であります。

以下改正の要点について述べます。改正の第一点は団結権の問題であります。現行法第四條が「職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは、加入しないことができる」として、オープン・シヨップ制を強制し、而も公共企業体の職員でなければ、その公共企業体等の職員の組合員又はその役員になるこ

昭和二十八年六月二十六日 衆議院會議第十四号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)外二件

とができないとして、逆端めつけの規定を作つておるのであります。これは明らかに、公共企業体における労働組合運動を歓迎しないどころか、弱体化を来たすものであると考えられます。点からして、一般民間労働同様、労働組合法を適用することにいたしましたのであります。(その通りと呼ぶ者あり)更に専従職員につきましては企業体側の許可制であります。これら職員は給与を企業体から受けていないのであります。組合の自主的決定に待つべきものでありますので、公共企業体側の一方的に干渉すべきものでないと考え、改正をいたしましたのであります。

改正の第二点は団体交渉の問題であります。交渉単位制度は、我が国労働法上、本法だけに設定されたものであり、労働組合法は勿論、地方公営企業労働関係法にも規定されていないのであります。慣行のないところにアメリカのこの制度を直輸入し、而も本法だけに設定するといふことは、日本の労働の実態を無視したものであります。よつて、交渉単位制及び交渉委員制を廃止して、労働組合法の適用を受けることとしたのであります。団体交渉の対象につきましても極度に制限せず、労働条件その他待遇に関する事項は全部団体交渉の対象となることと改正いたしましたのであります。

改正の第三点は、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定又は裁定における政府の処置に關してであります。この場合における予算案を提出すべき義務については、我々は、法施行以来、当然義務ありと主張して来たのであります。けれども、政府はこれを一向に履行しようとし、その点、法解釈上もしばしば論議がありましたので、これを明確化するために、いよいよ

も協定又は裁定なされた以上、政府は当然拘束を受け、必要な予算措置を講じて国会に提出しなければならぬ義務を規定いたしましたのであります。(拍手)

改正の第四点は争議行為についてであります。前述したとき理由により、争議行為の禁止事項を廃止し、運輸、電気、水道、ガス等の労働関係の整法の公益事業と同様な扱いをいたしました。故に、勿論、予告義務はあり、緊急調整制度の適用を受けることになるわけでありました。

改正の第五点は、仲裁制度及調停委員会、仲裁委員会の機能の問題であります。争議権を認め結果といたしまして、強制仲裁制度を設けることは不適当と考え、これを廃止して、任意仲裁制度に改めたのであります。調停委員会、仲裁委員会等、別個の機関を廃止いたしました。公共企業体等労働委員会を作り、労働組合法の労働委員会と同様な機構にいたしましたのであります。

改正の第六点は、争議権を持つこれらの現業公務員を、一般公務員法の適用を受けさせることは不適当であり、すので、特別職としてこれを取扱ひ、身分取扱については別に法律を制定することとし、制定までの間は、経過処置として、現行法第四十条の規定によることとしたのであります。

改正の要点は以上であります。本法改正の諸点につきましては、第十三回国会における改進黨の修正案、なかんずく、不可能な資金の支出を内容とする協定の場合における政府の予算提出義務及び交渉単位制の廃止等を十分参考にし、起草いたしましたのであります。賛意を頂けるとの確信し、提案いたしました次第であります。(拍手)

何ぞと議員各位におかれては、御審議の上、速やかに可決されんことを望みます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 衆議院議員井堀繁雄君登壇、拍手
(衆議院議員井堀繁雄君登壇、拍手)
○衆議院議員(井堀繁雄君) 只今議題になりました地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。

この法案は、只今同僚の多賀谷議員から御説明がなされた公共企業体等労働関係法の一部改正と、その趣旨におきましてはほぼ同じでございます。で、重複を避けまして、主たる点について若干の説明を加えたいと思ひます。

御承知の通り、地方公営企業労働関係法は前十三国会におきまして成立いたしましたものであります。折角成立いたしました法律は、その目的である労働関係の安定と地方住民の公共福祉擁護という重大使命を果たすためには幾多の欠陥がございます。この不足を補ひまして、地方公営企業をして真の民主的な使命を達成することができまするよう改めたいというのが、本案を提出いたしました根本の理由であります。

労働関係法に関する原則といたしましては、公営事業であらうと、又民間事業であらうと、あらゆる産業企業に従事いたします職員、労働者が、その産業、企業を通じて、国力の充実に国民の生活安定向上に貢献し得るようすることが、労働関係法の大本則でなければならぬと思ひます。言い換へますと、産業の平和を確立し、労働の生産性を高め、能率を増進するところに、法律の精神が

置かれなければならないのであります。然るところ、現行法によりましますと、公共の福祉に名を借りまして、労働者の当然の権利を剝奪いたしたり、極度にその権利を制限をいたしておるのであります。このために、産業、企業の推進力となるべき労働者を差別待遇をいたしました。又これを萎縮せしめる結果となつておるのであります。

現在の公共企業、公営企業の労働関係は、御案内のように、団体交渉権があり、調停、仲裁及び苦情処理の途は開けておりますけれども、争議権を奪つておりますから、常に労働者は企業管理者の一方的な屈従を強いられるのであります。争議権のない団体交渉といふものは、全く形式だけのものであります。産業平和や労働組合の健全な発達を阻害いたしました。これを助けるものとは断じてならないのであります。(拍手) 眞の産業の平和といふものは、経営と労働の力の均衡の上に築かれるものでなければならぬのであります。獅子と兎が平和協定をよしんば結んだといひました。も、獅子の一方的な意欲の下には全く蹂躪されてしまふことと同じ意味におきまして、労働争議権を手えない労働者の交渉といふものは、獅子と兎の協定を求めるものと全く同様であります。(その通り)と云ふ者あり)何かこの法案の精神の中には、思想の中には、争議権を手えたと直ちにその争議権を濫用して、産業の平和が直ちに破壊するかのとき錯覚に陥つておる思想があると思ひます。(拍手)

たとへて申上げますならば、警官にピストルを持たしておるのであります。これをむやみやたらに発砲して人命を傷つけるというやうなことは何人も考えぬはずであります。これによつてみずからを守り、犯罪を防止し、治安を維持しようという目的であることは疑い

を容れぬのであります。争議権も又これと同じであります。企業管理者が不当な圧迫を加えようとするのを抑制し、みづからの生活を擁護し、企業の公共性を推進して、進んでは国民の福祉に寄与するために、どうしても警官がピストルを持つと同様の意味において、労働者は、罷業権、争議権を持たなければ、その実質を發揮することが不可能であります。(その通り)と云ふ者あり)

次に、企業の公共性の推進と労働組合の自主性についてであります。現行法はこれを全然没却いたしております。公共性の擁護に名は求めておりますけれども、地方公営企業の労働組合の現状につきましても多くを述べる必要はないと思ひますが、今日強く叫ばれております日本産業の復興の最も重要な事柄の一つは、企業を近代化することであらうなものであります。企業を近代化するためには、どうしても、その主体となるべき労働者の生産意欲、創意工夫を如何にして發揮せしめるかといふこととして、このことを求めることは、絶対に不可能であると思ひます。その労働者の創意工夫、生産意欲を高揚しようとするれば、今日のあらゆる社会機構なり経済の組織の上から判断いたしますならば、個々の労働者に求めることは不可能であります。どうしても労働者の組織に頼らなければならぬのであります。そこで労働組合の健全なる成長が当然大きな問題となることは申すまでもありません。ところが、本法の精神を貫いておきますものは、何かに金闘争や労働者の一方的な利益のみを、闘争の形によつてその機能を發揮するもののごとく誤認いたしております。

するが、これは甚だしい誤謬であります。労働組合本来の機能というものは、一方におきましては、自衛のための闘争の機能を發揮しておりますが、他方におきましては、社会福祉のために奉仕する公共性の上に労働組合というものは成立し、労働組合は又、健全な、建設的な、又世論に對して絶えず正しい批判を求め得る状態というものを作りつゝ、その力が増大され、その実力が認められて来るという事は、過去の労働組合の實情を理解することのできる者でありますならば、否認できない事柄であります。(拍手)

このように、労働組合の公共性というものを深く理解することが出来ますならば、この法律は私は誕生しなかつたものと思つております。このように、この法律の誕生それ自身に大きな矛盾があり、不合理があり、認識不足の上に立つものでありますから、當然この法律は今日廃止すべき運命にあると私は考へておるのであります。(拍手)

殊に、先ほど多賀谷君もお触れになりましたが、この法律の歴史を御覽頂けばすぐ理解できることでもあります。即ち、占領下にありまして、日本の労働行政に対する占領軍の一つの方針として、いろいろ施策が与えられております。この法律立案に當りまして、政府当局者が説明の主たる理由にいたしておりますものは、公務員に対する立法化、更にこれを引張つて参りまして、公共企業体、更に地方の公営事業に従事する労働者にその労働規制を行おうとする趣旨は一貫しておるのであります。その上、基きましますものは、マツカーサー書簡であります。マツカーサー書簡はかなり多岐に亘るものであります。この法律に關係する部分だけを取上げて見ましても、マツカー

サーの書簡に現れております趣旨は、公共企業体の下にある労働者或いは職員に對する特殊の任務を要求してありますことは我々も理解できるのであります。併し、その特殊の任務を一方に要求いたします代りに、その雇用者であり、その使用者の立場に立つ政府には、その職員、労働者に對して、労働条件の保障、福祉の増進のために、又その制限をいたしたるあらゆる条件に遙かに優る強い責任を一方に要請してありますことを、我々は是非理解しなければならぬのであります。(拍手)

また、公務員のために設けられました法律は、すでに四つにもなつておる。更に又いろいろ法規が企圖され、今日も同時提案の形で、炭鉱、電産に對する特別の法規を用意されるというたやうになつておりますが、少くとも労働法規といふものは、最近のいろいろな社会情勢から判断し、世界の傾向から見ましても、統一の方向をとつておるべきであります。労働法が統一されるという事は、申すまでもなくその機能が正しく發揮されることになり、殊に労働規制の對象になる多数の労働者の権利を正しく守り、又その義務を強く要求しようといはしますならば、民主主義の原則であります。万人の人格が尊重され、万人の納得の上でこれが行われなければならぬのであります。申すまでもなく、その権利と義務とが直ちに呑み込めるやうな法律にするためには、統一しなければならぬことは申すまでもありません。これをばらばらの状態に置くといふことは、一方におきましては、これを行使する使用者側、支配者側の立場に立つ者が巧妙にこれを運用するといふことは当然のことです。簡単に願ひます(拍手)と申す場合、(一)しつかりやれ(二)と呼ぶ者あり、この法律は是非改めなければならぬ大きな理由を持つものと思つております。是非この機会に、地方の公共企業は民間の企業の模範となるべきものであります。この労働関係が現状のやうに、むしろ民間の企業における労働関係よりは變則的なものになつておるという事は、主客を転倒しておるものと思つております。私どもは、この地方公共企業が民主的に發展し、公

共の福祉増進が推し進められますためには、是非労働関係を模範的なものに調整したい。そのためにここに法案の改正を提案いたしました次第であります。殊に、一点触れておきたいと思ひますことは、専従職員の問題についてであります。専従職員その他の規定を民間労働組合の場合と同様にいたしておる点であります。これは先ほど申し上げた趣旨からいへば、労働組合の一貫した精神であります。民間であるとか或いは公共企業体に関係を持つからといふことで、労働者がばらばらにされるところは最もよくないことでありまして、これを統一して、日本の産業、企業の民主的發展に労働者が組織的に協力的に協力できるようにいたしたいといふので、この点を強調いたしておる次第であります。以上多賀谷議員から説明になりましたものと全く具体的な点につきましては同様でございますので、以上、法律の改正をいたします動機、運営上を説明をいたした次第であります。どうぞこの事情を十分御認識の皆さんの御協力によりまして、慎重御審議、御決定が願ひますようお願いいたします。趣旨を明瞭にしたいと思ひます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 只今の三案の趣旨説明に對し質疑の通知がございますが、これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時十四分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

先刻の三案の趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。井上清一君。

〔井上清一君登壇、拍手〕

○井上清一君 私は自由党を代表いたしまして、只今山花秀雄君ほか六名より提案されました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案に對して若干の質疑をいたしたいと存じます。

独立後の日本が真の自主性を確立するためには、何よりも先ず経済自立を達成しなければならぬことは論を待たないところであります。特に、現下の激烈な國際經濟の競争裡にありまして自立經濟を達成いたしますためには、企業の合理化、能率化が必要であり、これを實現いたしますためには、企業者も、経営者も、労働者も、眼を大所高所に置き、全力を挙げて努力する必要があることは、又多言を要しないところであります。殊に、國乃至地方公共団体が公共の福祉を増進し擁護するために經營いたします企業におきましては、一部の者の利益のみを固執し、企業の能率的な運営を忘却し、延いては國民全体の利益に障害を与へることがときには到底許されざるべきであります。かかる観点からいたしますと、只今提案になりました両法案は、極めて遺憾な点が多々あると存ぜられるのであります。(ノイと呼ぶ者あり)公共企業体、國營企業及び地方公営企業の、國民經濟、公共の福祉における役割をどのように考へ、將來どのようなものにしようとして、この両法案を提案されたのでございませうか。先ずこの点について篤と承りたいと存するものであります。

次に、具体的に両法案の内容につきまして、先ず公共企業体等労働関係法の一部改正法律案からお尋ねいたします。

その第一点は、法律の目的の変更についてであります。公共企業体等

労働関係法は、公共企業体及び国営企業の国民経済及び公共の福祉に対する重要性、特殊性に鑑み、特別に立法されたものであり、公共の福祉の増進、擁護を最大の目的とし、企業の正常なる運営を最大限に確保することによつて、この目的を達成せんとするところにある。然るに改正案によりまして、この目的が改められまして、労働紛争の調整によつて、公共の福祉の増進、擁護の目的を達成せんとするものといふことに相成つておるのであります。これは労働関係調整法と殆んど異なるところがなく、何が故に公労法を特別立法にするか理解に苦しむのであります。この点につきまして提案者の御見解を承りたい。又公共企業体等の特殊性からいたしまして、職員の労働紛争の迅速且つ公正な調整のみによつて、直ちに公共の福祉が増進され擁護されるものではなく、公共企業体等の正常な運営を最大限に確保することによつて、この目的が達成されると思われるのでございまして、この点、提案者は如何に考へておられるのでございませうか。

お尋ねの第二点は、公共企業体の職員に争議権の復活を認めておる点であります。公共企業体等の職員が争議行為を行うことは、少数の個人の労働条件の改善のために、全国民の信託による業務を著しく阻害し、延いては国民全体の利益に直接障害を与えることになり、これでは本法案の目的でありますところの公共の福祉の増進擁護は達成できないと考へるのでございまして、このように考へられまして争議権の復活を認めたのでございませうか。これを突破口として、この次には公務員一般に争議権を認めようとする意図を窺しておるものでありますかどうか。

〔憲法を讀め〕と呼ぶ者あり。明確にお答え願ひたいと思ふのであります。又治率のこれを見ますならば、昭和二十二年のいわゆる二・一スト、翌二十三年のいわゆる三月闘争を中心とする一連の官公庁労働組合の闘争によつて、列車運行計画の混乱、列車運休の続出、その結果、駅頭に滞貨は山積によつてさへ、約百三十万通の郵便物の滞貨を生ずるなどのとき事態を招来し、国家並びに国民経済を危存存亡の危機に陥れ、革命前夜のとき様相を呈した当時と同じ状態に、労働法体系を押し戻そうとするもののであります。昨年の労働法の改正によりまして緊急調整制度が設けられたといへ、これを以てしても二・一ゼネストのごときものに対処することは到底不可能であると思ひますが、如何なる意図から争議権の復活を認めんとするものであるから。〔憲法を讀め〕と呼ぶ者あり。これらについて詳細に承りたいと思ひます。

次に強制仲裁制度の廃止についてであります。提案者の意図は、争議権の復活をしたから強制仲裁制度を廃止するところであらうと思ひますが、只今詳細に申述べた通り、争議権の復活が絶対に許されざるものであるとするならば、強制仲裁制度は労働者の利益擁護の観点からも現行法通り存置すべきものと思ひますが、如何でありますか。

第四点は、予算上履行不可能な協定乃至仲裁裁定がなされたとき、政府がこれを実施するために必要な予算を国会に提出しなければならないとする点であります。公共企業体が当事者でありますところの協定乃至仲裁裁定は、国民の代表の意思に従つてなされたものといひがたいのでありますから、予

算上履行不可能なものである限り、政府を拘束しないというのが、民主主義の原理からいたしまして当然のことである。〔ノー／＼〕と呼ぶ者あり。かかる故に、現行法は先ずかかる協定又は仲裁裁定を履行すべきか否かについて、国民の意思を代表する国会に諮り、国会の決定を待つて、それに従つて政府が予算を編成して国会に提出するといふことに相成つておるのであります。改正案のごとく、公共企業体等が当事者である協定乃至仲裁裁定に、当事者でない政府が拘束され、それを履行するために必要な予算を国会に提出しなければならぬとするのは、民主主義の原理に反するのみならず、三権分立、国会を国権の最高機関とする日本国憲法の精神にも抵触すると思ひますが、提案者はその点如何に考へておられますか。〔拍手〕又、公労法施行以来、九回、仲裁裁定が出ており、その殆んどが完全に履行されている状態にありまして、〔ノー／＼〕と呼ぶ者あり。施行当初は、種々の点について問題もありましたが、その後、回を重ね、年を経るごとに、だん／＼と解釈も固まり、施行以来四年の歳月を経て、より履行が確立されている現在、かかる改正を行う必要がないのみならず、却つて平地に波瀾を起すものであると思ひますが、かかる点について提案者は十分配慮したのであるかどうか、承りたいと思ひます。又この点について、労働大臣からも、仲裁裁定の履行状況及びこれについての御意見を承りたいと思ひます。

第五点は、即ちユニオン・ショップ制、クロズド・ショップ制の復活についてであります。その職員たるの身分の得喪が私的団体である労働組合によつて左右されるところのかかるショップ制は、国家公務員法乃至各公社

法に規定いたしました身分保障の規定に抵触しないか。特に国民全体に奉仕する者の立場から言つて、国民の一部の者が結成する私的団体たる労働組合によつて重要な人事管理が左右されまことは到底許されないとと思ひます。この点に關する提案者の御見解を承りたいと思ひます。

第六点は、非組合員の範囲の改正及びその範囲を政令で定めることの廃止についてであります。非組合員の範囲を労働組合法の規定によることとし、組合が自由にこれをきめ得るもの場合、果して公共性の極めて強いことが企業、果して公共性を確保することができらうか。この点について提案者の率直な御意見を承りたいと思ひます。

第七点は、職員以外の者が組合に加入し、役員となることのできる点とする点についてであります。一般私企業と異なり、公共企業等の性格上、その職員の組合に、企業の公共性の認識に乏しい職員以外の者が加入いたしました場合、その自主性が妨げられ、平和的な労使関係の確立が妨げられ、企業の公共性を保持することが困難となると思ひますが、この点如何に考へておられるか、承りたいのであります。

第八点は、組合専従役員を認める義務を当局側に課することについてでございます。このことは国家公務員法及び各公社法の職員の職務専念義務と関連する問題でありまして、現行法は職員以外の者が組合に加入できないので、組合の専従役員に職員が就任すること、先に申上りました職務専念義務の例外として認めているのであります。改正法案のごとく、職員以外の者が組合に加入できる場合、更に法律が組合専従を承認する義務を課するこ

とは、誠に甚だしく筋の通らない話であります。争議権は全面的に認める、政府には予算上の義務を課する、更にその上にこのような規定までも設けようといふことは、労働者に対し余りにも盲目的となり、余りにも片寄つた立場に立つて立案されたことを物語るものであり、因らば本法案の性格がここに暴露されたものと断ぜざるを得ないと思ひます。〔拍手〕労働組合法に組合専従者を承認する義務を使用者に課してはならない、それ以上のことを規定したのは如何なる理由に基くものであるか、篤と承りたい。更に、組合の事務を行う事務員は、組合自身の責任において雇用すべきことは自明のことであり、民間企業の労働者の組合もおおむねそのようにしているにもかかわらず、公企業において殊更職員が事務員になることを認める義務を課しているに至つては、全く理解に苦しむのであります。提案者は如何なる意図から、かかる規定を設けたのか、承りたい。

以上のほか、なお細部につきましては種々疑問の点もありますが、それにつきましては又別の機会に譲ることとし、次に、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案について申し上げたいと思ひます。

法の目的の改正、争議権の復活、強制仲裁制度の廃止、予算上不可能な協定又は仲裁裁定を履行するための予算提出義務、ユニオン・ショップ制、クロズド・ショップ制の復活、職員以外の者が組合に加入できるとすること、条例で非組合員の範囲を定めることとの廃止、組合事務専従者の承認義務等の諸点に對しまして、公労法改正法案について申述べましたことと納得できないのであります。地公労法につ

いてのこれらの点についてもお答えを願いたいのであります。

以上を以てしまして私の両法案に対する質問を終りますが、どうか提案者の立案の動機を明らかにし、法案の意図するものを鮮明にし、私の質問に対する率直かつ明快なるお答えをお願いいたします。

なお若干時間もあるようでございまして、再質問を留保いたしましたことと存じます。(拍手)

〔衆議院議員 多賀谷眞裕君登壇、拍手〕

○衆議院議員(多賀谷眞裕君) 質問にお答えいたします。

質問の第一点は、特に国又は地方公共団体が公共の福祉のために経営する企業において争議権を手えることによつて、一部の者の利益のみを追求し、企業の能率的な運営を忘却し、国民全体の利益をそこなうことは許しがたいため、この観点からの御質問であつたと思つてございまして。私たちは、争議権を手えることは、企業の能率的な運営を忘却せざるというふうな考えとは全然相容れない。我々にはかような意見には賛成できないのでございまして。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。現在、職員が争議権を持つておりません。国鉄と職員が争議権を有しております。私鉄について見ましても、いずれがサービスがよく、能率的であるとは言い得ないのでございまして。むしろ争議権を認めることによつて、労使が誠意を持つて紛争を速やかに解決し、逆に能率的になることを我々は考へておるのであります。(拍手)争議権を奪われまして、低い給与で、規定すら実施し得ないような状態におきましては、必ず生存権主張のための止むを得ない抵抗が現われて来ることは否定できない事実でございまして。すでに、夏季手当、年

末手当を請求するためにも、その実現を図るためにも、ハンストや座り込み、定時退庁、臨休休暇、違法闘争、果ては暴行暴動まで出現するといふような無理な闘争の方法に発展させるものであり、その間における一般職員の能率の低下は否定できないと思つております。又一方、組合の強化が逆に官庁業務や企業経営の民主化に役立つておるといふことも私は否定できないと思つております。現在の官庁の汚職事件の氾濫は、組合活動の停滞とも関連があると思へるものであります。

〔拍手〕団体行動権を持つておりましたあの時代には、或る程度、経営や業務について発言権を持つておりました。組合の不正摘発が盛んに行われた当時においては、組合がうるさいからという言葉が各方面の会話に現われていたことを想起するのであります。我々は国民全体の奉仕の面から考へても、決して役に立たないとは思つておらないのであります。

次に、質問の第二点の中で、公労法は全く労働法と異なるところは、公労法は特別立法する必要があるのではないかと。この御質問であつたと思つてございまして。基本的には我々は、占領行政の遺物でありまして、この公労法を廃止して、労働法、労組法を適用させるべきであると思つております。

ワイマール憲法の百五十七条にも「国は統一労働法を定む」と謳つて以来、世界の労働法は統一労働法の方角に進んでおり、その動向にも副い得るものと確信しております。日本のごとく、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法、職業安定法に分れ、更に国家公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公務員法、地方公共企業労働関係法等の単行法を制定し、更にこのたびスト規制法の単独法を出すといふこと

は、全く法体系を乱すものであり、労働関係の分裂を企図していると思つております。併しながら、現在の院内の情勢及びその他の事情を考慮いたしまして、このたびは一部改正といった次第でございまして、御了解願ひたいと思ひます。

次に、第三点の質問の中で、公務員一般にも争議権の復活を及ぼす意図はないか、この御質問でございまして、が、少くとも我々は、権力行使に關係のない現業公務員については、全面的に復活すべきであると思つております。(拍手)

その次に、公共企業体の職員にスト権を認めれば二・一ストの時代のごとくなりはないか、この御心配の質問でございまして、組合が自主的健全な状態になつてゐる今日、法体系を変えたならば、直ちに二・一ストの状態を招来し、国家が危殆に瀕するといふ考え方は、組合運動の実態を理解されてゐない議論であると思つてございまして。(拍手)現在、組合は輿論の上に立つて自主的抑制を行ひながら行動しているものであります。(ノーノット)と呼ぶ者あり。すでに官公労の数倍の民間労組は、ストライキ権を持つておりますが、持つてゐるからといつて二・一ストのような状態を呈してはおりません。

更に、次の質問でございまして、争議権の復活が許されないならば強制仲裁制度のほうがよいと思ひます。これは御意見であらうと思ひます。これはまさにその通りでございまして、争議権の復活を許すという前提に立つて任意仲裁制度にいたしたわけではございません。併しこれも又仲裁規定が完全に履行されるといふことが前提でございまして。

質問の第四点は、裁定についての政府の措置の問題でございまして、現行法でもよいではないか、公労法実施以來完全に履行されて来ておるのではないかと、ここに法体系を変えることは平地に波瀾を起すやうなものである、この御質問であつたと思つてございまして。公労法実施以來九回に亘る裁定が殆んど完全に履行されてゐると思つておられますけれども、仲裁九件のうち履行されてゐるものは予算上可能な五件だけでございまして。(その通り)と呼ぶ者あり。予算上資金上不可能な資金の支出を内容とするものは四件ございまして、四件とも完全に履行されてはおりないのでございまして。仲裁制度を政府が履行しないといふことは、これは先ほども申しましたがごとく、最も熟知しておりますところの仲裁委員長、調停委員長から、前述いたしましたような要請書が出ておる点から考へましても、これは明らかでございまして。(拍手)政府は、いやしくも、自分で協定し又は仲裁を一任した以上、当然拘束を受け、予算を編成して、その予算を提出し、国会に予算上の問題として審議を願ふべきでありまして、昭和二十四年公労法が制定されたとき、立法者の一人でありました時の労政局長賀来才二郎氏は、その著書において、第十二条の解釈として、国会に協定及びそれに伴う予算案を提出する責任は、政府に課せられた義務であると書いておるのであります。然るに政府はこれを履行しようとしなかつたのであります。この点は、必要予算を提出し、国会の審議を受けることが、私は最も協定仲裁制度に適合するものであり、国会の審議権を尊重するものでは絶対にないと思つてございまして。

質問の第五点は、ユニオン・ショップ制は、国家公務員法、公社法に抵触しはしないかという御質問であつたと思つてございまして。法律がオーブ・ショップ制を強制することははいかない、これは自由につきである。そこで組合と公社との間においてユニオン・ショップを協約に締結されるならば認めるべきであるといふ考え方でございます。只今御指摘もありましたごとく、これは日本国有鉄道法第二十九条、日本専売公社法第三十二条、日本電信電話公社法第三十一条、国家公務員法第七十八條等に、その意に反して免職されることがないとして、列挙規定によつて職員の身分を保障している規定がございまして。この規定との関連でございまして、提案者といひましたが、附則にも書いておきました。国家公務員は特別職といひまして、別に特別の法律を作ることと決定しておるのでございまして。その際これら公社法の改正もいたしたい所存でございまして。経過規定といひたし存でございまして。その間、前法、後法の関連において解釈をして頂きたい、かように考へております。

質問の第六点は、非組合員の範囲を組合の自主的決定に委ねて企業の正常な活動を確保し得るかどうか、この御質問であつたと思つてございまして。非組合員の範囲の自主的決定には、当然、労組法の第二条但書第一号の制限があるのでございまして、御心配なようなことは絶対に起らないのでございまして。(その通り)と呼ぶ者あり。民間でも自主的決定から正常な運営を阻害しておるかといひますと、必ずしもそういう会社は現在見当りません。労組法の適用を受ける結果といひまして、公共企業体等労働委員会の資格審査を受けることになるわけでございまして。

昭和二十八年六月二十六日 参議院會議第十四号 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)外二件

質問の第七点は、職員以外の者が加入し又は役員になり得るとすれば、企業の公共性を十分認識しない非職員の介入により、平和的な労使関係がこなわれるのではないかという御質問であつたと思うのですが、これは組合の自律性というものを全然無視された御意見であると思うのであります。組合に不要な風波を呼ぶような者をわざ／＼入れるような組合は現在ございません。(その通り)と呼ぶ者あり)併し、組合運動上是非必要な場合、例えば法律に明るい者とか、經理に明るい者とかを入れる、こういう組合強化の場合があるのでございまして、又公務員には、公労法の制定によつたと思うのでございます。日本国有鐵道法第三十二条二項、日本電信電話公社法第三十四条二項、又は国家公務員法第一百一条第一項に「職務専念の規程がある」のでございまして、労組法眞なり、除外の規定が必要になつたわけでございます。併し人数その他につきましては協議事項でございませので、組合も給与を自分で負担しなければなりません關係上、不要な専従者を置くわけはないのでございまして、財政上当然一定の限界があるわけでございまして。労組法に専従者に対する規定がないからといつて、これは労組法以上のものであるというわけではございませ

らない基本的人権を制約することこそ、我々は不当の処置であると考えるのでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 仲裁裁定の履行の実情につきまして、井上さんにお答え申し上げます。

仲裁裁定につきましては、政府といしましては、従来とも、公共企業体等に仲裁制度が設けられました趣旨に鑑みまして、でき得る限りこれを尊重いたして参りましたのであります。現在までに仲裁裁定は九回なされておりますが、そのうち完全に実施されたた

せん。これは労働委員会にその調停仲裁が移されているのでありますから、御質問に何かの間違いがあつたと思ひますから、御訂正をお願いいたしたいと思ひます。(拍手)

それから、お尋ねのすべてに亘つて、お答えは簡単にできると想うのであります。それは冒頭に御質問され、御指摘されておりますように、日本の自立経済を達成するため、例へば企業の近代化、能率化を行うためには、労使関係が公正に行われなければならぬ。更に公益福祉を増進して行くためには、労使がその立場に立つて、最善を尽さなければならぬという御主張は、全く同感であります。そこで、そ

あります。日本の経済の復興に一番大切な第一線を承わつてゐるのは、額に汗して働いてゐる労働者であると思うのであります。(拍手)而もこれはすでに戦争当時に我々は失敗を繰返してゐるのであります。労働者の創意工夫、労働者の自発的な意思を持たないで、日本の工業が復興できるというならば、それはあたかも木によつて魚を求めようような議論であると思つてゐるであります。(拍手)産報が、産業報国会が産業一家のスローガンの下に労働者を工場に動員することはできました。機械の前に労働者を繋ぐことはできたのであります。これは古い言葉にもあらりますように、馬に水を飲ませよう

最後に、私は質問者の根本的に流れておる態度につきまして、我々の態度を明らかにしておきたいと思うのでございます。それは公共の福祉と基本的人権との関連でございます。憲法に保障されております基本的人権は、単に公共の便宜によつて制限されるものではないのでございます。公共の便宜というのを理由に基本的人権を制限するということになりますと、ストライキ権というものは全面的に制限しなければなりません。若しその権利を制限しないならば、他の人権、他の一般の人の生存権というものに直接侵害性が現われる場合、調節的機能として制約

ものが五件でありまして、若干遅れて裁定通り実施されたものが二件、一部について実施されましたものが二件という状況になっております。従ひまして、一部に仲裁裁定を政府が全然尊重してないという意見があります。これは全く当然なものでもあります。が、又将来といったとしても、できる限り仲裁裁定を尊重して行くという方針に変わりはございません。なお、今後といったにしても、更に連絡等について遺憾なきを期したいと考えております。(拍手)

〔衆議院議員井堀繁雄君登壇、拍手〕

の前提をお立てになつてゐるにかかわらず、その後段の御質問は甚だ食い違つてゐるような感じをいたすのであります。(拍手)それは、お尋ねの向きによりますと、このような目的を達成するために、労働者のスト権を禁止することがその途であるかのとき御質問であります。それは、労働法の趣旨を十分御理解頂きますならば訂正されるものであると思ふのであります。(拍手) ついででありますから、私の趣旨弁明をあつてお読み頂けばはおわかりになると思ふのであります。が、是非、雇主側の立場に立つ人も、或いは労働者の立場に立つ者も、ここに

として、遮二無二、川に引つ張つて行きましたところで、馬の意思に従わなければどうにもならないのであります。ましてや日本の現状から考えまして、高い技術、高い能率を労働者に要求するといふ場合に、労働者の権利をむやみやたらに押し付け、労働者を信用することなく、労働者の一、二の失敗を取上げ、徹底的に権力で縛り上げるというやり方は、産報当時の遮二無二労働者を機械の前に縛り付けるのと同じやり方であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手）私どもはかかる愚をあえてしてはならないという趣旨において、この法律の欠点を指摘している

（拍手）即ち労働局が出しました労働協約締結の問題点、という指針が流れておりますけれども、明瞭にこれは書いてあります。民間にはかように指示しておきながら、みずからは不当労働行為を法律によつて行おうとするのが、これは現在の政府のやり方であると思うのであります。（拍手）

更にその次の質問でございますが、組合専従の義務を認めることは労働者側重ではないか、こういう御質問であります。例えは労働法三十六条の人命の安全保持に關係する場合、即ち一方の権利を生かすために他が死んでしまふというような場合には制限し得るのでございます。併しそれには適当な代償をやらなければならぬことになつてゐるわけでございます。そこで、公共の福祉を濫用して、国民の不斷の努力によつてこれを保持しなければならぬと認めて行ふことができるものと認めて行ふに過ぎないのでござい

○衆議院議員(井堀繁雄君) 井上さんのお尋ねにお答えいたしましたと思います。只今同様からお答えいたしました問題をご省きましてお答えをいたしたいと思っております。地方公営労法につきましては、お尋ねの中で、先ず誤解の点があるようでございますから、それを先にお答えしておきたいと思っております。御案内のように、地方公営企業労働関係法規につきましては仲裁裁定はございませ

はじつくり考えなければならん重大な問題であると思うのであります。たびたび繰返し強調されておりますように、どうすれば日本の産業を近代化し、この荒廃しております日本の産業経済を立て直すかということについては、仰せの通りに、我々はその立場を越えて、積極的なあらゆる努力を払わなければならんことは当然であります。そのやり方が問題であるのであります。私どもはこう考えているので

のであります。こういう意味において、御質問のかたと私は、結論は一致するのではないかと思ふのです。そういう意味で、私は、労使の関係といふものは、飽くまで対等の立場を与えて、即ち人格平等の原則の上に立つて、労働者を信用し、労働組合の組織を我々は信頼して、その組織と雇主との間に対等な取引ができるという労働法の大精神をこの場合全うしなければならんと主張するものであります。

どうぞそういう趣旨を十分御了承下さいまして、なお個々の問題につきましては委員会等におきまして十分議論を交わしたいと考えておりますので、その節、御教導を賜りたいと思つております。（よくわかつたと呼ぶ者あり、拍手）

アメリカにおきましては、年議指の認められておる産業においては、むやみやたらに争議行為を行ふことも、争働紛争の十中八、九までは、争議行為を行わないで解決を見ております。ところが我が国では、十分満足に交すところがないで、争議行為を行います。昨年の電産、炭労の争議のごとく長日月

義を理解して頂けるならば、そういうようなことになるでございましょう。(拍手)又民主主義の下におきまして高度に発達いたしましたアメリカでも、去年も、各位の御承知の通り、アメリカの軍需生産計画を、即ち一九五二年度の完成を、これを覆えすような、あの

理法案（内閣提出）を議題といたしました。
先ず委員長の報告を求めます。大蔵
委員長大矢半太郎君。

のうち、その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却

しなければならぬ。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を取得した日の属する月の翌々月の末日までに、当該粗金を金地金に精製すべきことを造幣局に委託して、その精製により得られるべき金地金を政府に売却したときは、この限りでない。

2 主務大臣は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項に規定する者の申請により、六月をこえない範囲内において、同項に規定する期限を延長することができ。

(買入価格)
第四條 前条の規定により政府が金地金を買入れる場合の価格は、国際通貨基金協定(昭和二十七年条約第十三号)第四條の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

(報告及び立入検査)
第五條 主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の

権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(報告)

第六條 主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三條第一項に規定する者から粗金又は金地金を買い受けた者から粗金及び金地金の受払及び使用の状況に関する報告を徴することができる。

(主務大臣及び主務省令)

第七條 第五條第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 第五條第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

(罰則)

第八條 第三條第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項又は第六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第五條第二項の規定による検

査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 改正前の金管理法(以下「旧法」という。)第三條から第五條までの規定により金地金(旧法第二條第一項の金地金をいう。)を政府に売却しなければならなかつた者であつて、この法律の施行の日の前日までに当該金地金を政府に売却してない者については、旧法第三條から第六條まで、第二十四條第一号並びに第二十七條及び第二十八條(第二十四條第一号の規定に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧法第二十條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者については、旧法第二十一條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第五十三号中「金地金の配給」を削る。
第十條第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 金の買取及び売却並びに輸出入の規制に関すること。

十二 金地金の政府買入価格の決定に関すること。

第十五條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。
6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十八号の二を第四十八号とする。
第十一條第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

(大矢半次郎君答復、拍手)
○大矢半次郎君 只今議題となつております金管理法の大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

先づ法案の提案理由並びに内容について申し上げます。これまで、政府は、金については全面的に価格及び供給の統制を行つておつたのであります。が、最近における金の生産及び金に対する需要の状況に即応して、新産金の一部のみを政府が買上げ、それ以外の金については一切の統制を廃止いたしまして、金の価格及び取引を自由にすると共に、金鉱業の育成に資せしめようとするものであります。

次にその内容を申し上げますと、政府が強制買上げをする金は、新産金のうち省令で定める割合のものとし、これに伴い、割当制度、加工用金の売りさばき業者等の監督の制度を廃止し、金の取引を自由にすると共に、金の自由取引実施に伴い、国内及び国際的な事情を考慮して、金の取引の実態把握に必要な報告を徴することができ

るようにしようとするものであります。

本案の審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑がなされたのであります。その主なるものの要点を申し上げますれば、「本案によれば、政府が買上げる一定量の金のほかは自由なる取引が行われるわけであるが、現在の経済状態においては自由取引による金が回収される懸念があるのではないか」という問に対しては、「今の経済状態では金の回収の懸念はない」との答がありましたが、又現在、金の取引は統制されているが、いわゆる金のやみ価格ほどの程度であるか」との質疑に対しては、「昭和二十七年十一月の調査では、関東財務局管内では一グラム六百四十六円、南九州財務局管内では一グラム五百八十四円程度になつてゐる」との答がありました。更に「従来歯科医師の歯科診療に用いる金は一・四半期ごとに厚生省より配給を受けていたが、本案の施行日昭和二十八年八月一日となつてゐるが、歯科用金の第二・四半期の数量を確保して欲しい」との質疑に対しては、「他業種との関係においても、又金生産者との関連においても困難であるが、なお、とくと考慮したい」とのことでありました。その他、自由取引における金の価格、我が国の産金量及び政府手持金の現在高及び政府の産金政策等について、極めて熱心な質疑がなされたのであります。その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 参事に報告いたさせます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長片柳眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律

第一条 この法律の施行の際現に市町村農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の際に新たに市町村農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第十五条の規定により昭和二十九年一月十八日までに満了するものの任期は、同条の規定にかかわらず、昭和二十九年一月十九日までとする。

第二条 この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者及びこの法律の施行の際に新たに都道府県農業委員会の委員となつた者であつて、その任期が農業委員会法第三十四条において準用する同法第十五条の規定により昭和二十九年二月十九日までに満了するものの任期は、同条の規定にかかわらず、昭和二十九年二月二十日までとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕

○片柳眞吉君 只今議題となりました市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案につきまして、農林委員会におきまして審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期は、それより来たる七月十九日及び

八月二十日に満了することになつておりまして、任期満了前三十日以内に選挙を行ななければならぬのであります。目下別途提案されております農業委員会法の一部を改正する法律案によつて農業委員会制度の改正が審議せられておりますので、その審議がきまらるまで、この際、取りあへず右の任期をそれより六カ月延長せんとするものであります。なお、選挙に当りましては、その告示は、選挙日前、五大都市においては二十日前、その他の都市においては十五日、町村においては十日前までにこれを行うことになつておりまして、七月十九日に任期が満了いたしますから、五大都市においては即日開票いたしましたも七月十八日には選挙をやらなければならぬことになり、従つて告示は選挙日前二十日までに、即ち遅くとも本月二十九日にはこれをなさなければならぬことになり、かような事情でありますので、政府においては本月二十九日前に本法律案の成立することを要望せられた次第であります。

委員会におきましては、審査の上、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、MSA問題に関する緒方国務大臣の報告

一、日程第四 千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

一、日程第一 電気事業及び石炭鉱業における競争行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第三 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第五 金管理法案

一、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員 河野 謙三君 佐藤 尚武君
小林 武治君 小林 良一君
楠見 義男君 岸 忠次君
北 勝太郎君 上林 茂嘉君
片柳 眞吉君 梶原 武雄君
加賀山之雄君 奥 正雄君
石黒 忠雄君 赤木 正雄君
森 八三三君 村上 義一君
宮城タマヨ君 海口 三郎君
三浦 辰雄君 前田 穰君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
林 了君 早川 慎一君
西田 隆男君 中山 福藏君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
土田 太郎君 田村 文吉君

館 哲二君 竹下 豊次君
高瀬 莊太郎君 高木 正夫君
杉山 昌作君 新谷 寅三郎君
島村 軍次君 深水 六郎君
横川 信夫君 雨森 常夫君
木村 守江君 青柳 秀夫君
伊能 芳雄君 西川 弥平治君
高野 一夫君 井上 清一君
石井 桂君 川口 爲之助君
関根 久藏君 酒井 利雄君
吉田 萬次君 鈴木 亨弘君
佐藤清一郎君 谷口 弥三郎君
森田 豊彦君 長島 銀藏君
宮本 邦彦君 滝井 治三郎君
宮田 重文君 大矢 半次郎君
田中 啓一君 岡崎 眞一君
石川 榮一君 植竹 春彦君
石原 幹市郎君 松岡 平市君
岡田 信次君 西郷 吉之助君
一松 政二君 寺尾 豊君
中川 幸平君 中山 壽彦君
左藤 義詮君 山縣 勝見君
中川 以良君 津島 一君
吉野 信次君 古池 信三君
青木 一男君 大谷 賀雄君
榎原 亨君 高橋 衛君
宮澤 喜一君 西岡 八郎君
横山 フク君 小澤 久太郎君
重政 廣徳君 木内 四郎君
鹿島守之助君 近藤 信一君
藤野 繁雄君 青山 正一君
石村 幸作君 入交 太藏君
秋山俊一郎君 松平 勇雄君
高橋進太郎君 加藤 武徳君
永岡 光治君 郡 祐一君
上原 正吉君 西川 基五郎君
山本 米治君 徳川 頼貞君
小野 義夫君 平井 太郎君
藤田 進君 堀 末治君
川村 松助君 池田 宇右衛門君
白波瀬 米吉君

審査報告書

大蔵省関係法律のうち期限等の定
 のあるものにつき当該期限等を更
 更するための法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
 と議決した。よつて多故意見者の
 名を附し、要領書を添えて、報告す
 る。

昭和二十八年五月二十九日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多故意見置署名

三木與吉郎	菊川 孝夫
西川甚五郎	小林 政夫
藤野 繁雄	森下 政一
青柳 秀夫	安井 謙
平林 太一	松永 義雄
岡崎 眞一	土田国太郎
堀本 鎌三	松岡 平市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、有効期限、免稅期限
 等の定のある大蔵省関係の法律に
 ついて、その期限を変更するた
 め、所要の措置を講じようとする
 ものであつて、やむを得ない措
 と認める。

二、事件の利害得失

租稅の減免、国家公務員等に対
 する退職手当等に関する措置が、
 に二ヶ月間延長せられる利益が
 する。

三、費用

この法律施行のため、国家公
 員等に対する退職手当の臨時措
 に関する法律に関する費用として
 五億一千八百五十八万三千円が
 込まれるが、昭和二十八年度一

会計暫定予算補正(第一号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)、昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)にその半額が計上されている。

審査報告書

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年五月二十九日
大蔵委員長 大矢半次郎
参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

三木與吉郎 菊川 孝夫
西川甚五郎 小林 政夫
藤野 繁雄 森下 政一
青柳 秀夫 安井 謙
平林 太一 松永 義雄
岡崎 眞一 土田国太郎
堀木 鐵三 松岡 平市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十八年年度において予定されている税制改正の措置に對照して、所得税の七月予定申告書の提出を要しない場合及び七月予定申告書の記載事項について特例を設けるとともに、相続税の申告書の提出期限を延長する等の措置を講じようとするものである。よつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

所得税及び相続税の負担の軽減に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
物品税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年五月二十九日
大蔵委員長 大矢半次郎
参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

松岡 平市 安井 謙
堀木 鐵三 菊川 孝夫
土田国太郎 西川甚五郎
小林 政夫 藤野 繁雄
森下 政一 青柳 秀夫
岡崎 眞一 松永 義雄
平林 太一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における物品税の負担の状況等にかんがみ、実用的性格の強い物品について負担を軽減し、貴石等の物品について小売課税の方法を採用するとともに、利子税の制度を新設しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

物品税の負担の調整を図りうる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

審査報告書

昭和二十八年五月二十九日
通商産業委員長 中川 以良
参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名
白川 一雄 西川弥平治
藤田 進 三輪 貞治
國 伊能 山口 重彦
小松 正雄 岸 良一
豊田 雅孝 黒川 武雄
西田 隆男 松平 勇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

現在の経済情勢に鑑みて、國際的に供給が不足している物資等の使用制限、又は割当統制を継続する必要があるので、現行法の有効期間を更に明年三月末日まで延長することは適当な措置と認められる。

二、事件の利害得失

わが国が必要とする輸入割当量を確保して、國民経済の健全な発展をもち、且つ國際経済の円滑な運行に寄与する利益がある。

三、費用

別に要しない。

審査報告書

昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第一号)
昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第一号)
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年五月三十日
予算委員長 青木 一男
参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

森 八三一 中川 幸平
吉田 萬次 岸 良一
小林 武治 新谷貢三郎
田村 文吉 堀木 鐵三
三浦 義男 杉原 荒太
最上 英子 武藤 常介
中山 福藏 村上 義一
高木 正夫 西郷吉之助
秋山俊一郎 井野 碩哉
石原幹市郎 伊能 芳雄
泉山 三六 岩沢 忠恭
小野 義夫 白波瀬米吉
大谷 實雄 鹿島守之助
高野 一夫 高橋 衛
佐藤清一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第一号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第一号)及び昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第一号)は、昭和二十八年年度一般会計、特別会計及び政府関係機関各予算が成立するに至るまでの経過措置として、差当り六月分の暫定予算を作成し、既定の四月及び五月分の暫定予算に追加し、昭和二十八年四月一日から六月三十日までの期間にかかるとして、昭和二十八年四月一日から六月三十日までの期間にかかるとして、新規計画に伴う経費及び政策的経費はこれを計上しないこととし、ただこの期間において季節的に必要となる経費についてはみ適宜これを繰込んだ、いわば必要最少限度の骨格予算であつて、やむをえない措置と認める。

二、事件の利害得失

この予算の成立により、年間予算が成立するまでの過渡期に對処することが出来る。

三、費用

一般会計暫定予算補正の追加額は、

歳入 六百四十三億八千三百九十三万八千四百
歳出 九百二十七億一千五百三十二万四千四百
これを四、五月分の既定予算に加えた総額は、
歳入 一千七百八十八億八千六百二十八万二千
歳出 二千三百四十四億五千六百十三万九千九百
特別会計暫定予算補正の追加額は、
歳入 八百三十一億九千四百百十二万二千
歳出 六百八十三億四百四十一万七千四百
これを四、五月分の既定予算に加えた総額は、
歳入 五千五百四十四億五千二百六十一万四千
歳出 四千八百億六百三十三万五千四百
政府関係機関暫定予算補正の追加額は、
歳入 五百九十九億七千六百五十二万八千四百
歳出 五百一十一億七千九百六十七万七千四百
これを四、五月分の既定予算に加えた総額は、

昭和二十八年六月二十六日 参議院會議録第十四号

歳入 一千七百五十八億八千五百三十四万八千円
歳出 一千四百五十六億九千八百六十五万六千円
である。

参議院會議録第七号正誤

頁 段 行 誤 正
三〇 三 獨立後に 獨立後と
三二 三 かつを かつお

参議院會議録第八号正誤

頁 段 行 誤 正
三三 三 議題 問題

参議院會議録第十号正誤

頁 段 行 誤 正
六一 三 納 約

六〇頁二段三行より末行までは次のようになるべきの誤

ハ、接収面積

1 土地

兵舎、飛行場、通信施設等

個人住宅

演習地

2 建物

兵舎、飛行場、通信施設等

個人住宅

演習場

参議院會議録第十一号正誤

頁 段 行 誤 正
四二 三 想像 想像
四三 三 一層 一層
四四 三 創思 創思
四五 三 侵略者 侵略者

参議院會議録第十二号正誤

頁 段 行 誤 正
四八 三 要望 要望

国有 七三、八七二、〇〇〇坪
国有 二七、二九〇、〇〇〇坪
国有 一四八、八二一、〇〇〇坪
国有 一七一、五六六、〇〇〇坪
国有 二、〇八七、〇〇〇坪
国有 七〇一、〇〇〇坪
国有 二、〇〇〇坪
国有 八五、〇〇〇坪
国有 六、〇〇〇坪

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(送料別)

発行所

東京新聞社市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段區一〇〇〇
横濱支店一〇〇〇〇